

計量器定期検査

七月一日からはじまる

県計量検査所による定期計量器検査が、本年も七月一日から十八日(日除く)吉原市域を対象に行われることになりました。検査を受ける計量器は、取引、証明に使用するもので、特に「一貫」キロの計量器のあるものに注意しては二十一日(検査終了)に修理の上検査場となります。検査の日程は次の通りですが、なお不明の点は市商工課に問合せ下さい。

○二日(前九時〜後二時、体育館) 東通一、二、三、四丁目、青島、荒田島、春日町、津田、新通一、緑町、日産

○三日(前同) 石坂、西園、新通二、三、四丁目、青島、荒田島、春日町、津田、新通一、緑町、日産

○四日(前同) 宮川町、日吉町、一、二、三丁目、昭和通、住吉町、野町、西本通

○五日(前同) 本町一、二、三丁目、宮町、大和町

○六日(前九時〜後二時、伝法小学校) 桑木、片宿、中折、田上、由緒、瓜島、彌走町、伝

○七日(前同) 千代田町、中村町、上中町、長者町、三丁目、宮の上

○八日(前九時〜後二時、今泉) 丸間、田端、御殿、吹上、寺市、市場、一の宮、立小路、伝田橋、栄町、富士見町、新橋

○九日(前九時〜正午、西船津共同作業所) 浮島一、二、三丁目

○十日(前同) 水の上、鍛冶町

○十一日(前九時〜正午、今泉農協神戸支所) 一色、神戸一、二丁目、今宮

○十二日(前九時〜後二時、大洲支所) 大洲支所管内

○十三日(前九時〜後二時、原田小学校) 原田支所管内

○十四日(前九時〜後二時、吉永支所) 吉永支所管内

○十五日(前九時〜後二時、須野支所) 須野支所管内

○十六日(前九時〜後二時、須野支所) 須野支所管内

○十七日(前九時〜正午、西船津共同作業所) 浮島一、二、三丁目

○十八日(前九時〜後二時、元吉原支所) 元吉原支所管内

○十九日(前同) 所在場所検査

○二十日(前同) 所在場所検査

投票は体育館など24カ所で



来る七月一日の参院選の投票は、次の二十四カ所でおこなわれます。

第一	初風寮
第二	吉原市体育館
第三	吉原市立第一中学校
第四	私立幼稚園
第五	吉原市立伝法小学校
第六	私立伝法保育園
第七	吉原市立今泉小学校
第八	吉原市立第二中学校
第九	吉原市議会講堂
第十	吉原市立神戶小学校
第十一	錦川公会堂
第十二	今井公会堂
第十三	大野公会堂
第十四	柏原公民館
第十五	須津小学校
第十六	増川公会堂
第十七	吉原市立吉永第一小学校
第十八	吉原市立原田小学校
第十九	三ツ倉法蔵寺
第二十	吉原市立大洲第一小学校
第二十一	吉原市立大洲第二小学校
第二十二	吉原市立東小学校
第二十三	吉原市立吉永第二小学校
第二十四	学校勢子辻分校

有権者は
四八、一五五人

吉原市の確定有権者数(昭和三十七年六月二十日)は次のとおりです。
男 二二、六六人
女 二四、五九人
合計 四八、一五五人

50万円に引き上げ

国民貯蓄の非課税限度額

かねてから閣議となっていた国民貯蓄組合制度の改正は、さきに関わられた閣議で可決され、去る四月一日から実施されました。これによって預金者の利子課税が有利になりました。

この改正の目的は、最近の経済情勢において貯蓄の増進がきわめて重要であることにかんがみ、国民貯蓄組合の一層の活用により貯蓄を推進するため、組合のあつせんによる貯蓄の利子にあらわされる所得税の非課税限度額を五十万円に引き上げ、また、この際あつせんによる国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、濫用の防止について必要な措置を行なうとするものであります。

改正されたおもな点はつぎのとおりです。
▼元五十万円までは非課税
いままでは国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄の非課税限度額が五十万円に引き上げられ、五十万円以内の利子については非課税とされています。

▼非課税貯蓄の一人二種類まで
非課税扱いとなる貯蓄の種類は預金、合同運用預金(貸付信託と金銭信託、有価証券の三分の一)と二種類までとすることができ、合計百万円まで非課税扱いを受けることができます。なお、預金については、銀行預金、相互銀行預金、信用金庫預金、労働金庫預金、商工中金預金、農業協同組合預金、信用協同組合預金、勤務先預金、漁業協同組合などへの貯蓄の種類から一つだけ選ぶこととなります。

▼非課税貯蓄申請書の提出
組合員が貯蓄するに非課税扱いをうけたときは預金先へ非課税貯蓄申込書(申込書は預入先にあります)を提出しなければなりません。

投票知識

投票用紙は、地方区選出議員選挙に使用するものを黒色インキで印刷し、全国区選出議員選挙には、赤色インキで印刷したものを使用いたします。

○投票の順序
投票の順序は、地方区選出議員選挙の投票を先に済ましてから、全国区選出議員選挙の投票用紙を受け取り投票して下さい。

○不在者投票
選挙の当日、次のような理由のために不在者投票を行う人は、投票用紙を申請し、投票用紙を受け取り、投票することができます。

1 投票当日、他市町村において職務に専念中である者、または会社の出張、鉄道業務員等がこれに含まれます。

2 投票当日、他市町村に旅行又は滞在の場合、たゞは結婚祝儀祭とか交通事故のような場合もこれに当たります。ただし、旅費等は該当いたしません。

3 病氣、負傷、妊娠、不具のた

金融

小口事業資金 関係の 中元資金 金融 相談は商工課へ

青年に聞く 参院選

棄権はしない

青年団長 田中昭蔵

生活と政治は切離して考えることは出来ません。老人も若人も、政治に関心をもち、政治に参加して、政治を動かさなければなりません。

七月一日には参院選が行われ、選挙権が行使されます。選挙権は、国民の権利であり、責任でもあります。選挙権を行使しないことは、政治に関心をもち、政治に参加しないことと同じです。

実行力のある 人物に投票

鈴木敏子(事務員)

いまは選挙権が広がりました。選挙権を行使するということは、政治に関心をもち、政治に参加することです。選挙権を行使する際には、実行力のある人物に投票することが大切です。

選挙権を行使する際には、候補者の実行力を見る必要があります。候補者の実行力とは、候補者が選挙で選ばれた後、どのような政策を実行しようとしているか、その実行力があるかどうか、ということになります。

ほんとうの 選挙を知る

渡辺辰金(会社員)

私はいくつかの選挙に参加してきました。選挙は、国民の権利であり、責任でもあります。選挙を知ることは、国民の権利を行使するために必要です。

選挙を知るためには、選挙の仕組みや、候補者の背景などをよく知る必要があります。選挙の仕組みを知ることは、選挙で投票する際に役立ちます。

冷静な判断で 候補者をみる

薬科益穂(自営)

現在の選挙で、選挙に関心をもち、選挙に参加しようとする人が増えています。選挙に関心をもち、選挙に参加しようとする人は、冷静な判断で候補者を見る必要があります。

候補者を見る際には、候補者の実績や、政策の実現可能性などをよく見る必要があります。候補者の実績を見ることは、候補者の実行力を知るのに役立ちます。

お詫び

青年の皆様から、たくさんの寄せ書きをいただきました。紙面の都合により全部掲載できませんでしたが、心ばかりの御礼申し上げます。

私達の街を、私達の熱と努力で明るい住みよい街にいたしましょう。川やミヅには絶対にゴミを捨てないで下さい。